

事務連絡
令和7年3月3日

(公社)岡山県医師会長 殿

岡山県保健医療部疾病感染症対策課長

「入国前結核スクリーニングの実施について」の一部修正について

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格段の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策課長から「入国前結核スクリーニングの実施」の一部修正について通知がありましたので、お知らせいたします。

記

(正)	(誤)
3 対象者 (略) (注)「中長期在留者」とは、入管法第19条の3に定める者(本邦に在留資格をもって在留する外国人のうち、①3月以下の在留期間が決定された者、②短期滞在の在留資格が決定された者、③外交又は公用の在留資格が決定された者、④①から③までに準ずる者として法務省令で定めるもの、のいずれか以外の者)をいう。	3 対象者 (略) (注)「中長期在留者」とは、入管法第19条の3に定める者(本邦に在留資格をもって在留する外国人のうち、①3月以下の在留期間が決定された者、②短期滞在の在留資格が決定された者、③外交又は公用の在留資格が決定された者、④③に準ずる者として法務省令で定めるもの、のいずれか以外の者)をいう。

岡山県保健医療部課疾病感染症対策課
感染症対策班 担当：渡邊
TEL:086-226-7331 内線：3371
FAX:086-226-7958



事務連絡
令和7年2月28日

各都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

「入国前結核スクリーニングの実施について」の一部修正について

「入国前結核スクリーニングの実施について」（令和6年12月26日付け感感発1226第2号、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長通知）の別紙について、下記のとおり誤記を修正いたしましたので、お知らせいたします。

また、併せて一部修正したものを送付いたします。

記

(正)	(誤)
3 対象者 (略) (注)「中長期在留者」とは、入管法第19条の3に定める者（本邦に在留資格をもって在留する外国人のうち、①3月以下の在留期間が決定された者、②短期滞在の在留資格が決定された者、③外交又は公用の在留資格が決定された者、④①から③までに準ずる者として法務省令で定めるもの、のいずれか以外の者）をいう。	3 対象者 (略) (注)「中長期在留者」とは、入管法第19条の3に定める者（本邦に在留資格をもって在留する外国人のうち、①3月以下の在留期間が決定された者、②短期滞在の在留資格が決定された者、③外交又は公用の在留資格が決定された者、④③に準ずる者として法務省令で定めるもの、のいずれか以外の者）をいう。

(添付資料)

入国前結核スクリーニングの実施に関するガイドライン（令和7年2月19日一部修正）